

休業要請等協力金・支援金の手続きについて (令和2年7月27日及び7月30日要請分)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づく休業等の協力の要請に応じて休業、又は時間短縮営業をする事業者（以下「事業者」という。）に対し協力金を、協力金の支給対象者のうち、ガイドラインの遵守を誓約した事業者に対して支援金を支給します。

1 対象者

以下の全てを満たす場合に支給します。

- (1) 高千穂町内に不特定多数の客が利用する施設を有する、法人又は個人事業者であること。
- (2) 令和2年7月27日（西都市及び児湯郡）又は7月30日（西都市及び児湯郡以外）以前に法施行令第11条第1項第11号に定める遊興施設のうち、接待を伴う飲食店（以下「接待を伴う飲食店」という。）又は接待を伴う飲食店以外の飲食店で、店舗内又は敷地内（以下「店舗内等」という。）に飲食スペースを有するもの（以下「その他飲食店」という。）の運営を開始したことが確認できる者であること。
- (3) 令和2年7月27日（西都市及び児湯郡）又は7月30日（西都市及び児湯郡以外）に法に基づいて県が行った要請に応じ、令和2年8月3日から令和2年8月16日までの間、接待を伴う飲食店については休業した者であること、その他飲食店については、休業若しくは時間短縮営業（営業は午前5時から午後8時まで、かつ酒類の提供は午後7時まで）した者であること。
- (4) 以下のいずれかに当てはまる者でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - ④ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 法人の役員等が上記①から⑥のいずれにも該当しないこと。
- (5) 高千穂町が別に定める休業等要請協力金等申請書兼誓約書及びその添付書類を、高千穂町に提出した者であること。
- (6) 支援金については、上記（1）から（5）までを満たす者のうち、ガイドライン等の遵守について誓約を行った者であること。

2 協力金の額

協力金及び支援金の額は以下のとおりとする。

対象事業者	休業等要請内容	協力金等の額		
		協力金	支援金	合計
接待を伴う飲食店	休業	10万円	10万円	20万円
その他飲食店	休業	5万円	15万円	20万円
その他飲食店	時間短縮営業	5万円	5万円	10万円

協力金と支援金は 1 事業所 1 回しか申請できません。他の市町村への申請も含め、重複申請のチェックを行いますのでご注意ください。

3 ガイドライン及び支援金について

ガイドラインについては、各関係団体が作成した業種別ガイドライン又は県が作成したガイドライン等を遵守してください。

また、支援金については、感染防止対策をさらに推進するため、手指消毒用エタノール・マスクや非接触型体温計等の購入、仕切りのためのビニールカーテンの設置、従業員に対する感染防止対策のための研修などにご活用ください。

4 支給を受ける方法

以下の期間に必要な書類を原則郵送にてお送りください。

(1) 受付期間

令和2年8月17日（火）～9月30日（水）（当日必着）

(2) 提出書類

- ① 高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等申請書兼誓約書（様式1号）
- ② 高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等請求書（様式2号）
- ③ 上記、請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し（通帳のコピー等）
※ 銀行、支店（出張所名）、預金種別、口座番号、口座名義（カタカナ部分）がわかるようにコピーしてください。
- ④ 営業の実態が確認できる書類
・直近1期分の確定申告書の写し
・税務署提出の開業届の写し又は法人設立届の写し（令和2年1月以降に開業した場合）
- ⑤ 食品衛生法に基づく営業許可書の写し
- ⑥ 対象期間に休業又は時間短縮営業（営業は午前5時から午後8時まで、かつ酒類の提供は午後7時まで）を行ったことが確認できる店舗等での告知、ポスター類の写真又はホームページの写し等
- ⑦ 店舗の外観及び内観の写真（飲食スペースが確認できるもの）
- ⑧ その他町が必要と認める書類
※ 令和2年7月27日時点（西都市及び児湯郡）又は7月30日時点（西都市及び児湯郡以外）で開業していない等、営業実態が確認できない場合や各施設を営業するのに必要な許認可・届出等の手続きを行っていない施設には支給できません。

